

## 液体貨物のコンタミによる損害賠償請求に対抗する最良の証拠は？

こちらは、英文記事「[What is the best evidence in defending liquid cargo contamination claims?](#)」（2019年8月27日付）の和訳です。

**答えは貨物サンプル、特にマニホールドのサンプルです。**

荷揚港でコンタミ（汚染）やオフスペック（品質不良）による損害賠償が請求された場合、船積みの時点と荷揚げの時点で貨物の状態が同じであることを証明する責任は本船にあり、適切に採取された船積港での

サンプルがそうした証拠になりえます。共同でサンプル採取を行うことが望ましいものの、手配できない場合には船員が採取したサンプルでも同等に有益です。

覚えておいてください——あらかじめサンプルを採取しておくことで、高額な損害賠償請求や船舶の遅延を防げる場合があります。

詳細については、以下を参照してください。

ロスプリベンション・ポスター [Take your manifold samples](#)（マニホールドのサンプルを採取しましょう）

Insight [Liquid cargo sampling](#)（液体貨物のサンプリング）

Gard Guidance to Masters（船長向けガイダンス） [2.12.3.5 Cargo samples](#)（貨物サンプル）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

